

第115号議案 長崎市市民センター条例の一部を
改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～4
3 施設の状況	5
4 指定管理者の状況	5
5 指定までのスケジュール	6
6 条例新旧対照表	7～12



1 条例改正案の概要

(1) 改正理由

市民センターは、市民にコミュニティ活動の場を提供し、住みよい地域社会づくりの推進を図るための施設として、市内に5箇所設置している。

市民センターの管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、地域の団体の代表等で構成される運営委員会が管理運営を行っており、主に自治会等をはじめとした地域の団体や学習グループ、運動サークル等に活用されている。

市民センターのうち三重地区市民センターにおいて、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めるため利用料金制度を導入し、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として收受させようとするもの。

(2) 改正内容

ア 利用料金

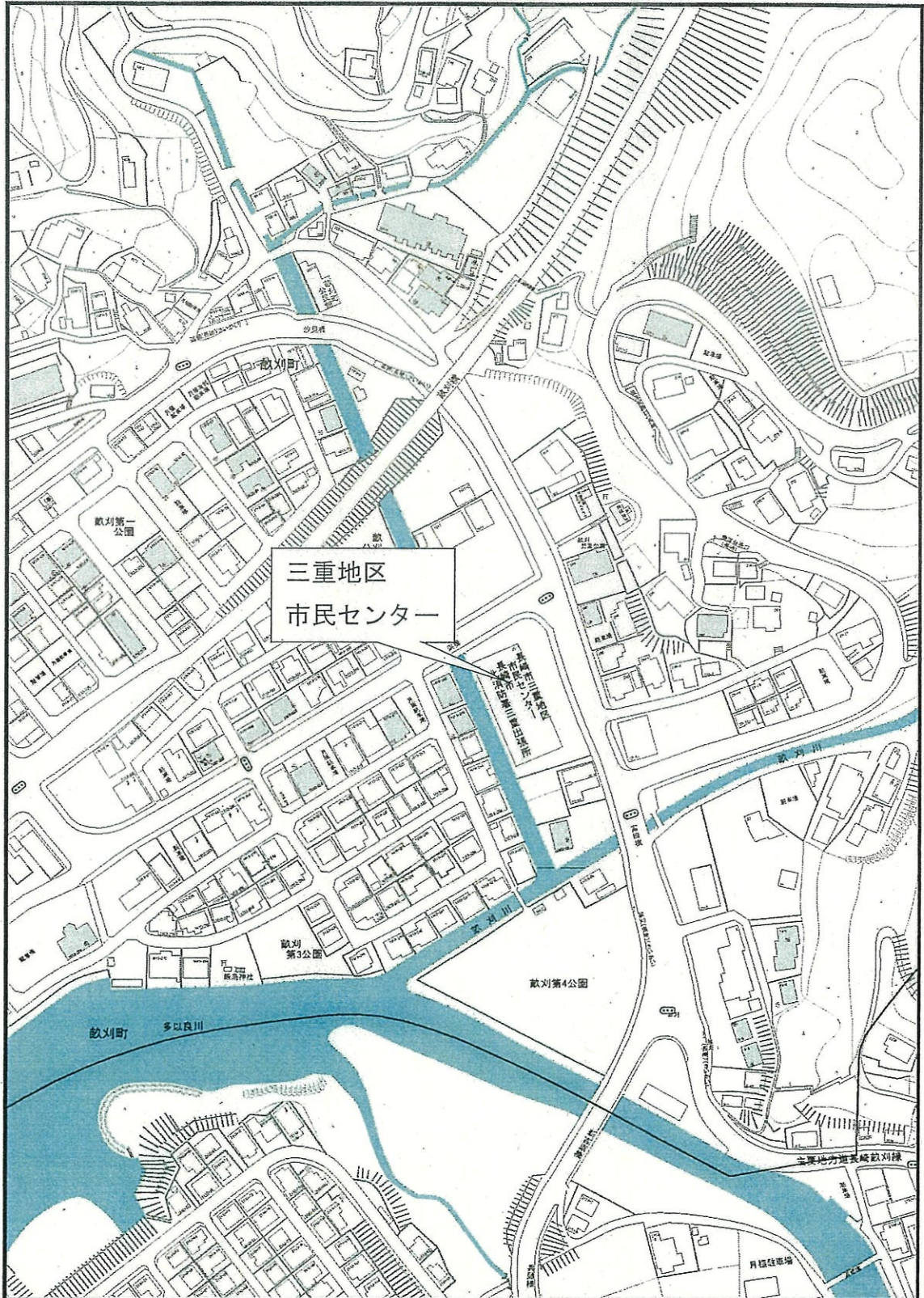
- (ア) 三重地区市民センターにおいて、研修室等を占用して利用する許可を受けた者は、三重地区市民センターの利用に係る料金（利用料金）を指定管理者に支払わなければならない。（第10条第1項）
- (イ) 利用料金は、条例に掲げる額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。（第10条第2項及び第3項）
- (ウ) 利用料金を指定管理者の収入として收受させる。（第10条第4項）

(3) 施行期日

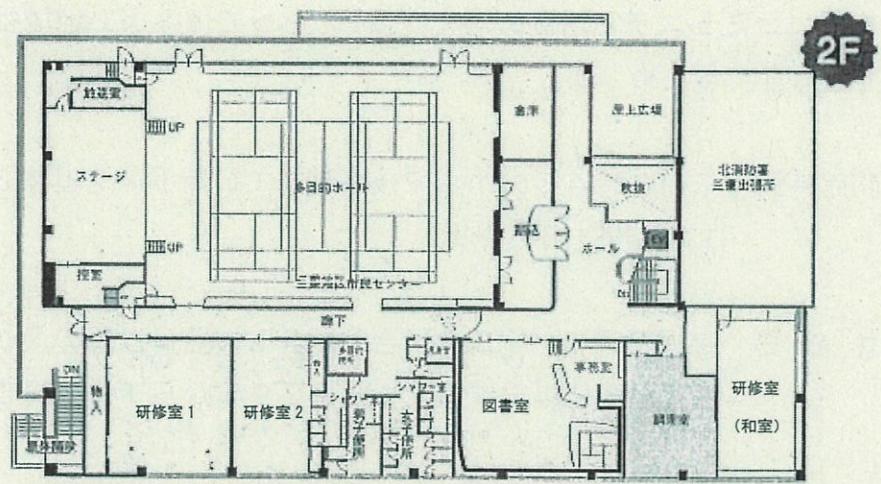
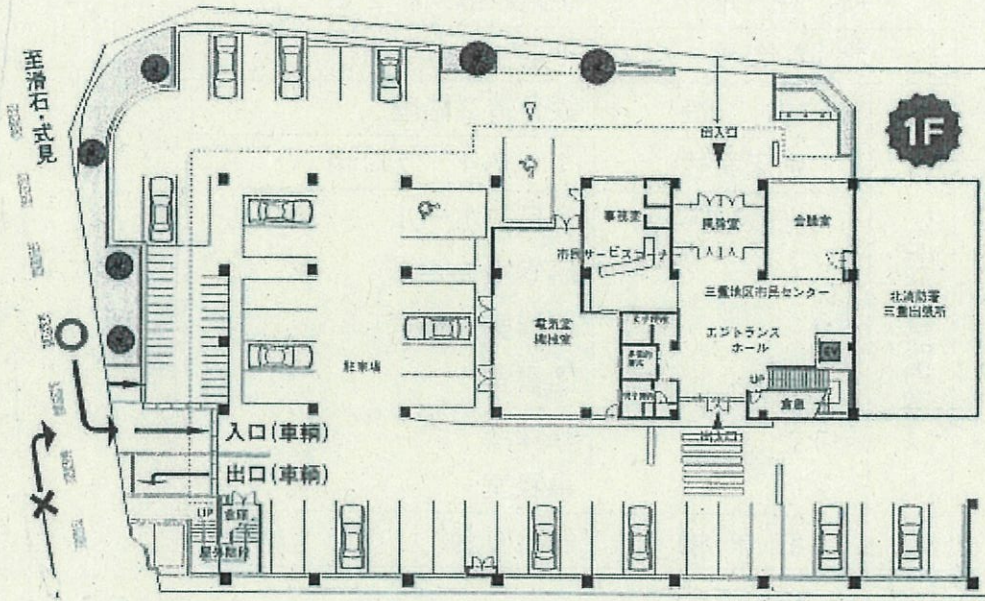
令和2年4月1日

2 施設の概要（三重地区市民センター）

(1) 位置図



(2) 平面図 (配置図)



(3) 設置状況

所在地	長崎市畝刈町28-7	
設置年月	平成15年4月	
主な施設内容	構造	鉄骨造2階建
	延床面積	1674.79㎡
	施設内容	多目的ホール 研修室1・2 研修室(和室) 図書室 調理室 事務室
	駐車場	約30台

(4) 設置目的

市民にコミュニティ活動の場を提供し、もって住みよい地域社会づくりの推進に資するため

(5) 開館時間 午前8時45分から午後9時までの時間帯を基本とし、1日12時間15分以上

(6) 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日以降の最初の平日が休館)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(7) 利用料金(基準額)

区分	金額(1時間につき)	
多目的ホール	2,011円	
研修室	1	293円
	2	188円
	和室	251円
調理室	314円	

3 施設の状況（三重地区市民センター）

（1）利用者数 （人）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
48,823	48,345	47,587	49,336

（2）指定管理料 （千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6,677	6,678	6,678	6,678

（3）使用料収入 （千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,360	2,632	2,292	2,478

4 指定管理者の状況

（1）現在の指定管理者及び指定期間

ア 指定管理者 三重地区市民センター運営委員会

イ 指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

（2）選定方法 非公募

5 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6月	6月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 9月	9月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金制導入に伴う条例改正議案審査
令和元年 10月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の決定
令和元年 11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審査

6 条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（使用料） 第7条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用料の減免） 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>（使用料の返還） 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（使用料） 第7条 利用の許可を受けた者（<u>長崎市三重地区市民センターに係るものを除く。</u>）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（使用料の減免） 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>（使用料の返還） 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（利用料金） 第10条 利用の許可を受けた者（<u>長崎市三重地区市民センターに係るものに限る。</u>）は、<u>長崎市三重地区市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</u> 2 <u>利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u> 3 <u>附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u> 4 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p>

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第11条 利用者は、許可された利用目的以外に多目的ホール等を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、多目的ホール等の利用を終わつたとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 市民センターの管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に多目的ホール等を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、多目的ホール等の利用を終わつたとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 市民センターの管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(損害賠償)

第15条 市民センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第16条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合は、別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(費用の負担)

第17条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用する者の負担とする。

(準用)

第18条 第8条から第13条までの規定は、長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第19条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第5条第1項、第6条及び第12条の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条及び第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第5条第2項及び前条後段の規定は適用しない。

(損害賠償)

第17条 市民センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(目的外の使用料)

第18条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合は、別表第3のとおりとする。

2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。

(費用の負担)

第19条 長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用する者の負担とする。

(準用)

第20条 第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、長崎市南部市民センターをその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における、第5条第1項、第6条、第10条第1項及び第3項、第11条、第14条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「長崎市三重地区市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第5条第2項、第10条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の長崎市市民センター条例の規定に基づき長崎市三重地区市民センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

1 長崎市三重地区市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
多目的ホール		円 2,011
研修室	1	293
	2	188
	和室	251
調理室		314

2 長崎市琴海さざなみ会館の使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
集会室	1	104
	2	104

別表第1 (第7条関係)

第1項 削除

1 長崎市琴海さざなみ会館の使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
集会室	1	104
	2	104

3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
	3	104
	4	104
多目的室	1	220
	2	104
工芸室		104

4 長崎市南部市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
多目的ホール		円 2,042
研修室	1	157
	2	178
	3	188

5 長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 335
	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
調理室		314
体育館		639

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的

2 長崎市琴海南部しらさぎ会館の使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 104
	2	104
	3	104
	4	104
多目的室	1	220
	2	104
工芸室		104

3 長崎市南部市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
多目的ホール		円 2,042
研修室	1	157
	2	178
	3	188

4 長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
研修室	1	円 335
	2	115
	3	230
	4	230
	5	115
	6	115
	7	230
多目的室		314
調理室		314
体育館		639

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センタ

ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

- 4 長崎市三重地区市民センター若しくは長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

一の体育館を部分的に利用するときの使用料は、市長が別に定める。

- 4 長崎市南部市民センターの多目的ホール又は長崎市古賀地区市民センターの体育館の利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

別表第2（第10条関係）

区分		金額（1時間につき）
多目的ホール		円 2,011
研修室	1	293
	2	188
	和室	251
調理室		314

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールを部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる金額（備考2の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第18条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
障害者自立支援室	199,466円

備考 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。

別表第2（第16条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
障害者自立支援室	199,466円

備考 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。